

大分県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

大分県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 **大分県産業廃棄物税条例(平成十六年大分県条例第三十八号。以下「条例」という。)**の施行について必要な事項は、**大分県税条例施行規則(昭和二十五年大分県規則第六十八号)**に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、**条例**で使用する用語の例による。(課税免除施設)

第三条 **条例第四条第一号**の規則で定める施設は、**次の各号**に掲げる施設で、大分県税務所の長(以下「事務所長」という。)の認定を受けたものとする。

- 事業者が、産業廃棄物を原料又は燃料として、焼却処理の過程を通じて製品(販売を目的とした製品で中間製品を含む。以下この条において同じ。)を製造する焼却施設
- 事業者が、産業廃棄物に含まれる有用物を、自らの製品の製造の工程において利用するため、焼却処理を通じて回収する焼却施設
- 事業者が、その排出する産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収して得られるエネルギーを、製品の製造の工程に供給する焼却施設(事業者が自ら又は共同で設置したものに限る。)
- 事業者が、産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収することにより発電を行い、発生した余剰電力を売却する焼却施設

(課税免除施設に係る認定申請)

第四条 **前条**に規定する認定を受けようとする者は、産業廃棄物税課税免除施設認定申請書(**第一号様式**)に**同条各号**のいずれかに該当することを証する書類を添付し、事務所長に申請しなければならない。

- 事務所長は、**前項**の規定による認定の申請があった場合には、当該申請に係る処分を決定し、当該申請をした者に対して、産業廃棄物税課税免除施設／認定／不認定／通知書(**第二号様式**)により通知するものとする。
- 前条**の認定を受けた施設が、課税免除施設としての要件に該当しなくなるときは、当該認定を受けた者は、あらかじめ産業廃棄物税課税免除施設廃止届出書(**第三号様式**)を事務所長に提出しなければならない。
- 事務所長は、**前項**の規定による廃止の届出があった場合のほか、**前条**の認定を受けた施設が課税免除施設としての要件に該当しなくなったときは、認定を取り消し、産業廃棄物税課税免除施設取消通知書(**第四号様式**)により通知するものとする。
- 事務所長は、**第二項**の規定により処分を決定し、又は**前項**の規定により認定を取り消そうとする場合には、あらかじめ、循環社会推進課長の意見を聴くものとする。(平二九規則四四・一部改正)

(産業廃棄物の体積の重量への換算方法)

第五条 **条例第五条第二項**に規定する換算は、産業廃棄物の体積に、**次の表**の上欄に掲げる産業廃棄物の種類に応じ、それぞれ**同表**の下欄に掲げる換算係数を乗じて行うものとする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 燃え殻	一・一四
二 汚泥	一・一〇
三 廃油	〇・九〇
四 廃酸	一・二五
五 廃アルカリ	一・一三
六 廃プラスチック類	〇・三五
七 紙くず	〇・三〇
八 木くず	〇・五五
九 繊維くず	〇・一二
十 食品品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇
十一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場においてと殺し、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物	一・〇〇
十二 ゴムくず	〇・五二
十三 金属くず	一・一三
十四 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	一・〇〇
十五 鋳さい	一・九三
十六 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十七 動物のふん尿	一・〇〇
十八 動物の死体	一・〇〇
十九 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定施設又は燃え殻、汚泥、廃油等の廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	一・二六
二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第十三号に規定する産業廃棄物	一・〇〇

- 備考
- この表の第一号から第六号までに掲げる産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項第一号に掲げる燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び廃プラスチック類と、第七号から第十九号に掲げる産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第二条第一号から第十二号までの各号に掲げる廃棄物とする。
  - この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

(平一九規則二〇・一部改正)

(産業廃棄物税に係る文書の様式)

第六条 **第四条**及び**第九条第三項**に定めるもののほか、産業廃棄物税に係る**次の各号**に掲げる文書の様式は、**当該各号**に定めるところによる。

- 産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書 **第五号様式**
- 産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書 **第六号様式**
- 産業廃棄物税特別徴収義務者証 **第七号様式**
- 産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書 **第八号様式**
- 産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書 **第九号様式**
- 産業廃棄物税／納入／納付／修正／申告書 **第十号様式**
- 産業廃棄物税徴収猶予申請書 **第十一号様式**
- 産業廃棄物税の／還付／納入義務の免除／申請書 **第十二号様式**
- 産業廃棄物税減免決定通知書 **第十三号様式**

十から十四まで 削除

- 産業廃棄物税に係る課税の特例適用申請書 **第十九号様式**
- 産業廃棄物税に係る課税の特例適用／承認／不承認／通知書 **第二十号様式**
- 産業廃棄物税／納付／修正／申告書(課税の特例適用者用) **第二十一号様式**
- 産業廃棄物税／更正／決定／加算金決定／通知書兼／納入／納付／通知書 **第二十二号様式**
- 産業廃棄物税不申告加算金／決定／納付／通知書 **第二十三号様式**

(令三規則九九・一部改正)

(条例第十二条第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続等)

第七条 **条例第十二条第二項**の規定で定める要件は、**次の各号**のいずれかに該当するものであることとする。

- 条例第十二条第二項**の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められること。
- その猶予に係る金額が五十万円以下である場合で、担保の提供を免除することが適当と認められること。
- 担保を徴することができない特別の事情がある場合で、担保の提供を免除することが適当と認められること。
- 条例第十二条第一項**の規定により担保を徴する場合において、担保を提供しようとする者は、担保提供書に地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十に規定する担保の提供を証する書類を添えて、事務所長に提出しなければならない。
- 事務所長は、**条例第十二条第一項**の規定により担保を徴した後当該担保の必要がなくなった場合には、当該担保を解除し、その旨を担保解除書によって、当該担保の提供者に通知するものとする。(徴収猶予に係る通知)

第八条 事務所長は、**条例第十二条第二項**の規定による申請があった場合は、当該申請に係る処分を決定し、徴収猶予／承認／不承認／通知書により通知するものとする。

2 事務所長は、**条例第十二条第三項**において準用する地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十五条の三の規定により徴収の猶予を取り消したときは、徴収猶予取消通知書により通知するものとする。(減免)

第九条 **条例第十五条**の規定による減免は、災害により申告納付すべき納税者の所有に係る事業の用に供する資産(以下この項において「資産」という。)につき生じた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下この項において「損害金額」という。))が、その資産の価格の三分の一以上である者で、その災害を受けた日の属する年度内において、その災害を受けた日以後に納期限の到来する産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金(以下この条において「延滞金等」という。))について、**次の表**の上欄に掲げる資産につき生じた損害金額の割合に応じ、それぞれ**同表**の下欄に掲げる金額を限度として行うことができるものとする。

資産につき生じた損害金額の割合	減免する産業廃棄物税及び延滞金等の金額
二分の一以上	産業廃棄物税及び延滞金等の金額の全部
三分の一以上二分の一未満	産業廃棄物税及び延滞金等の金額の二分の一

- 事務所長は、**前項**の規定にかかわらず、災害により資産等(**災害被害者に対する県税の減免等に関する条例(昭和三十八年大分県条例第四十六号)第二条第二項**の資産等をいう。)を滅失、損壊したため、納税資力がなくなると認められる申告納付すべき納税者に対しては、その災害を受けた日以後に納期限の到来する産業廃棄物税及び延滞金等を免除する。
- 条例第十五条第二項**の規則に定める様式は、産業廃棄物税災害減免申請書(**第二十四号様式**)によるものとする。
- 事務所長は、**条例第十五条第二項**の申請があった場合は、当該申請に係る処分を決定し、産業廃棄物税減免決定通知書(**第十三号様式**)により通知するものとする。(帳簿に関する規定等)

第十条 **条例第十六条第一項**の帳簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 産業廃棄物が焼却施設又は最終処分場に搬入された日
- 搬入された産業廃棄物の種類及び重量(**条例第五条第二項**の規定により当該産業廃棄物の重量を換算して得た場合は換算する前の体積とする。以下この条において同じ。)
- 搬入された産業廃棄物のうち**条例第四条**の規定により産業廃棄物税を課されない産業廃棄物の種類及び重量
- 産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分を委託した者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第十二条の三に規定する産業廃棄物管理票の交付番号

(課税の特例のあん分計算)

第十一条 **条例附則第五項**に規定するあん分は、**第二十一号様式**別表二の課税の特例適用計算書により計算を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、**次項**及び**第三項**の規定は、公布の日から施行する。(準備行為)
- 条例附則第四項**に規定する登録の手続及び申請の手続は、施行日前においても、**第六条**に規定する様式により行うことができる。
- 第四条第一項**に規定する課税免除施設の認定の申請の手続は、施行日前においても、**同条**の規定の例により行うことができる。

附 則(平成一九年規則第二〇号)

(施行期日)

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。(経過措置)
- 改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第二十二号様式及び第二十三号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。附 則(平成二四年規則第五七号)

(施行期日)

- この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の大分県条例施行規則第三号様式の五、第三号様式の七、第十号様式の二、第五十一号様式の六の五、第五十一号様式の六の七、第五十一号様式の六の九、第五十四号様式の三、第五十五号様式及び第五十六号様式の五の二並びに改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第二十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成二五年規則第五二号)

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条中大分県産業廃棄物税条例施行規則第十五号様式の改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(改正前の大分県税条例施行規則等に定める様式による用紙に関する経過措置)

- 改正前の大分県税条例施行規則第三号様式の五、第三号様式の七、第四号様式(その一)から第四号様式の二(その一)まで、第四号様式の三、第五号様式から第六号様式の五まで、第八号様式、第八号様式の二、第五十一号様式の六の五、第五十一号様式の六の七、第五十一号様式の六の九、第五十四号様式の三及び第五十六号様式の二、改正前の災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則別記様式並びに改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第十五号様式及び第二十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成二七年規則第七七号)抄

(施行期日)

- この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(改正前の大分県税条例施行規則等に定める様式による用紙に関する経過措置)

- 次の各号に掲げる規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

一から三まで 略

- 第四条の規定による改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第一号様式、第三号様式、第五号様式、第八号様式から第十二号様式まで、第十四号様式、第十六号様式、第十七号様式、第十九号様式、第二十一号様式及び第二十四号様式の規定

附 則(平成二八年規則第一一号)

(施行期日)

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成二九年規則第四四号)抄

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年規則第七五号)抄

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中第三号様式の五、第三号様式の七、第四号様式(その一)から第四号様式の二(その一)まで、第四号様式の三、第五号様式から第六号様式の五まで、第八号様式(裏)、第八号様式の二(裏)、第五十一号様式の六の五、第五十一号様式の六の七、第五十一号様式の六の九、第五十四号様式の三及び第五十七号様式の三の十一の改正規定並びに第三条の規定並びに次項の規定 令和三年一月一日

(改正前の大分県税条例施行規則等に定める様式による用紙に関する経過措置)

- 次の各号に掲げる規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

一 略

- 第三条の規定による改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第二十二号様式の規定

附 則(令和三年規則第九九号)

(施行期日)

- この規則は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第一号様式、第三号様式、第五号様式、第八号様式から第十二号様式まで、第十九号様式、第二十一号様式及び第二十四号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

[第1号様式\(第4条関係\)](#)

(平27規則77・令3規則99・一部改正)

#### 第1号様式(第4条関係)

産業廃棄物税課税免除施設認定申請書		
大分県大分県税務所長 殿		
年 月 日		
住所 又は所在地 氏名 又は名称		
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		
電 話 ( ) -		
大分県産業廃棄物税条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり課税免除施設の認定を受けたいので申請します。		
認定を受けようとする区分	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第3条第1号該当	
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第3条第2号該当	
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第3条第3号該当	
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第3条第4号該当	
施設	ふりがな	
	所在地	
	概要	
搬入開始(予定)年月日	年 月 日	
排出した産業廃棄物を自ら処理(処分)する場合は許可番号及び許可年月日	第 号	年 月 日

注 1 この申請書は、焼却施設ごとに提出してください。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

3 この申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 産業廃棄物が搬入されてから再生利用等されるまでの処理のフロー図

(2) 申請書を提出する前年度における処理実績(事業開始時の場合は、年間処理計画)

[第2号様式\(第4条関係\)](#)

(平28規則11・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

産業廃棄物税課税免除施設 認定 通知書	
住所 又は所在地 氏名 又は名称	第 年 月 日 大分県大分県税事務所長 印
大分県産業廃棄物税条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり認定した認定しないので通知します。	
施設の所在地	
認定区分	産業廃棄物税条例施行規則第3条第 号該当
認定をしない理由	

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第3号様式(第4条関係)

(平27規則77・令3規則99・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

産業廃棄物税課税免除施設廃止届出書	
大分県大分県税事務所長 殿	年 月 日
住所 又は所在地 氏名 又は名称 個人番号又は法人番号 (右語で記載)	
電話番号 ( ) -	
大分県産業廃棄物税条例施行規則第4条第3項の規定により、下記のとおり同規則第3条第 号の要件に該当しなくなることを届けます。	
ふりがな	
施設の所在地	
認定番号及びその年月日	年 月 日付け 第 号
理由	<input type="checkbox"/> 施設の廃止 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第3条第 号の要件に該当しなくなった
上記理由の発生日	年 月 日
その他参考事項	

注 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

第4号様式(第4条関係)

(平28規則11・一部改正)

第4号様式(第4条関係)

産業廃棄物税課税免除施設取消通知書	
住所 又は所在地 氏名 又は名称	第 年 月 日 大分県大分県税事務所長 印
大分県産業廃棄物税条例施行規則第4条第4項の規定により、下記のとおり課税免除施設の認定を取り消したので通知します。	
施設の所在地	
認定番号及びその年月日	年 月 日付け 第 号
認定取消年月日	年 月 日
取消の理由	

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。  
 なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式(第6条関係)

(平27規則77・令3規則99・一部改正)

第5号様式(第6条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	
大分県大分県税事務所長 殿	
住所 又は所在地 氏名 又は名称 個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	
大分県産業廃棄物税条例第10条第1項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者としての登録を申請します。	
特別徴収義務者	ふりがな 住所 又は所在地 氏名 又は名称 電話( ) —
施設	区分 焼却施設・最終処分場 (いずれかを○で囲んでください。) ふりがな 所在地
事業開始年月日	年 月 日

注 1 この申請書は、焼却施設又は最終処分場ごとに提出してください。  
 2 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。  
 3 この申請書には、次の書類を添付してください。  
 (1) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証及び施設設置許可証の写し  
 (2) 焼却施設又は最終処分場の周辺の見取り図  
 (3) 敷地内の配置図  
 4 ※印欄は記載しないでください。

第6号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書	
住所 又は所在地 氏名 又は名称	第 年 月 日  殿 大分県大分県税事務所長 印
大分県産業廃棄物税条例第10条第3項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者として登録したので通知します。	
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 一 号
特別徴収義務者	住所 又は所在地 氏名 又は名称
施設の区分	焼却施設 ・ 最終処分場
施設の所在地	

第7号様式(第6条関係)

第7号様式(第6条関係)

登録番号 第 号
産 業 廃 棄 物 税 特 別 徴 収 義 務 者 証
大 分 県

- 1 用紙 縦12.6センチメートル 横20.3センチメートル
- 2 地色 白色  
文字は黒色、縁は緑色

第8号様式(第6条関係)

(平27規則77・令3規則99・一部改正)

第8号様式(第6条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書	
年 月 日	
大分県大分県税事務所長 殿	
住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称 個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	
大分県産業廃棄物税条例第10条第6項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者の登録の変更を申請します。	
特別徴収義務者	ふりがな
	住 所 又は所在地 電話( ) —
	ふりがな
	氏 名 又は名称
登録番号	第 — 号
変更の内容	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日

注 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

第9号様式(第6条関係)

(平27規則77・令3規則99・一部改正)

第9号様式(第6条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書			
年 月 日			
大分県大分県税事務所長 殿			
住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称 個人番号又は法人番号 (右詰で記載)			
大分県産業廃棄物税条例第10条第7項の規定により、下記のとおり特別徴収義務が消滅したので届けます。			
特別徴収義務者	ふりがな		
	住 所 又は所在地 電話( ) —		
	ふりがな		
	氏 名 又は名称		
登録番号	第 — 号	登録年月日	年 月 日
施設	区 分	焼却施設・最終処分場	(いずれかを○で囲んでください。)
	ふりがな		
	所在地		
特別徴収義務が消滅することとなった日	年 月 日		
消滅の理由			

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

2 この届出書には、産業廃棄物税特別徴収義務者証を添付してください。

第10号様式(第6条関係)

(平27規則77・令3規則99・一部改正)

第10号様式(第6条関係)

産業廃棄物税 納入 申告書  
修正

受付印

年 月 日

※処理事項

宛名番号 枝番

通信日付 確認印 精査検査

年 月 日

大分県大分県税事務所長 殿

特別徴収義務者 氏名又は名称 (特別徴収義務者登録番号 第 号)

個人番号又は法人番号 (右詰で記載)

住所又は所在地

担当者の氏名 電話( ) 号

課税期間 年 月 日から 年 月 日まで

区分	申告納入分 (委託契約により処理(処分)した 場合)	申告納付分 (自ら処理(処分)した場合)
産業廃棄物の搬入重量	① トン	⑧ トン
課税免除となる重量	② トン	⑨ トン
条例附則第7項の規定により申告納付となる重量	③ トン	
課税標準となる重量 (①-②-③又は⑧-⑨)	④ トン	⑩ トン
税率⑤ (1トンにつき焼却施設は800円、最終処分場は1,000円)	円	円
税額 (④×⑤又は⑩×⑤)	円	⑪ 円
既に納付の確定した税額		⑫ 円
この申告書により納入又は納付すべき税額	⑦ 円	⑬ 円

- 注 1 この申告書には、第10号様式別表1を添付してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- 3 「産業廃棄物の搬入重量(①又は⑧)」及び「課税免除となる重量(②又は⑨)」の欄には、第10号様式別表1の数値を転記してください。
- 4 税額(⑥又は⑪)に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。
- 5 「条例附則第7項の規定により申告納付となる重量③」がある場合は、第10号様式別表2を併せて添付してください。この場合、「条例附則第7項の規定により申告納付となる重量③」の欄は第10号様式別表2の数値の合計量を転記してください。
- 6 「※処理事項」の欄は記載しないでください。

第10号様式別表1(第6条関係)

特別徴収義務者登録番号	特別徴収義務者の氏名又は名称
-------------	----------------

課税標準に関する明細書

○産業廃棄物の搬入重量

区分	産業廃棄物の種類	搬入重量		重量の計測が困難な場合		合計 (ア)+(イ)(トン)
		(トン)	(ア)	容量 (m <sup>3</sup> ) (A)	換算係数 (B)	
委託契約により処理		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
計	.	.	.	.	.	申告書の①欄に転記
自ら処理(処分)した場合		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
計	.	.	.	.	.	申告書の⑧欄に転記

○上記のうち課税免除となる重量

区分	産業廃棄物の種類	搬入重量		重量の計測が困難な場合		合計 (ア)+(イ)(トン)
		(トン)	(ア)	容量 (m <sup>3</sup> ) (A)	換算係数 (B)	
委託契約により処理		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
計	.	.	.	.	.	申告書の②欄に転記
自ら処理(処分)した場合		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
計	.	.	.	.	.	申告書の⑩欄に転記

- 注 1 「産業廃棄物の種類」の欄は、大分県産業廃棄物税条例施行規則第5条の表中上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。
- 2 「搬入重量(ア)」の欄に0.001トン未満の端数があるとき、又は「容量(A)」の欄に0.1m<sup>3</sup>未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

第10号様式別表2(第6条関係)

特別徴収義務者登録番号	特別徴収義務者の氏名又は名称
-------------	----------------

条例附則第7項の規定により申告納付となる重量の明細書( 月分)

○第10号様式別表1の「産業廃棄物の搬入重量」のうち条例附則第7項の規定の適用を受ける重量

区分	産業廃棄物の種類	搬入重量		重量の計測が困難な場合		合計 (ア)+(イ)(トン)
		(トン)	(ア)	容量 (m <sup>3</sup> ) (A)	換算係数 (B)	
委託者		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
計	.	.	.	.	.	.
委託者		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
計	.	.	.	.	.	.
合計	.	.	.	.	.	.
合計( 月から 月まで)	.	.	.	.	.	申告書の③欄に転記

注 第10号様式別表1に準じて記載し、月ごとに作成してください。

第11号様式(第6条関係)

(平27規則77・令3規則99・一部改正)





第13号様式(第6条及び第9条関係)

産業廃棄物税減免決定通知書							
住所 又は所在地 氏名 又は名称							第 年 月 日
大分県産業廃棄物税条例 第13条第4項 第15条第1項 の規定により 下記のとおり決定 したので通知します。							大分県大分県税事務所長 印
年度	課税期間	納期限	税額等	当初金額①	減免金額②	差引金額(①-②)	備考
	年 月 日から 年 月 日まで	・ ・	円	円	円	円	
	年 月 日から 年 月 日まで	・ ・					
	年 月 日から 年 月 日まで	・ ・					
	年 月 日から 年 月 日まで	・ ・					
(減免又は却下の理由)							

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第14号様式から第18号様式まで 削除  
(令3規則99)

[第19号様式\(第6条関係\)](#)  
(平27規則77・令3規則99・一部改正)

第19号様式(第6条関係)

産業廃棄物税に係る課税の特例適用申請書	
年 月 日	
大分県大分県税事務所長 殿	
住所 又は所在地 氏名 又は名称	
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	
大分県産業廃棄物税条例附則第6項の規定により、下記のとおり課税の特例の適用を受けたいので申請します。	
特例の適用を受ける事業者	ふりがな
	住所 又は所在地
	電話( ) —
	ふりがな 氏名 又は名称
産業廃棄物の種類	
産業廃棄物を搬入する焼却施設	ふりがな
	所在地
	ふりがな
	名称
産業廃棄物を搬入する最終処分場	ふりがな
	所在地
	ふりがな
	名称
特例を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

注 1 複数の焼却施設又は最終処分場に搬入する場合は、任意の様式によりこの申請書に準じて作成してください。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

3 この申請書には、特例を受けようとする年度における産業廃棄物の排出(処理)計画及び当該年度の前3年度における排出(処理)量の実績を添付してください。

[第20号様式\(第6条関係\)](#)

(平28規則11・一部改正)

産業廃棄物税に係る課税の特例適用 承認 通知書	
第 年 月 日	
住所 又は所在地 氏名 又は名称	殿  大分県大分県税事務所長 印
大分県産業廃棄物税条例附則第6項の規定により、下記のとおり 承認した の で通知します。 承認できない	
特例の適用 を受ける事 業者	住所 又は所在地 氏名 又は名称
特例適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
不承認の場合の理由	

注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

産業廃棄物税納付修正申告書

受付印	年 月 日	宛名番号	枝番
		通信日付	確認印 精査検算
大分県大分県税事務所長 殿		年 月 日	
納税者	氏名又は名称		
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		
	住所又は所在地		
	担当者の氏名 電話( )		
課税期間		年 月 日から 年 月 日まで	
区 分	焼却施設への搬入	最終処分場への搬入	
産業廃棄物の搬入重量	① トン	⑨ トン	
課税免除となる重量	② トン	⑩ トン	
課税標準となる重量 (①-②又は⑨-⑩)	③ トン	⑪ トン	
条例附則第5項の規定による課税標準となる重量 (別表2より転記)	④ トン	⑫ トン	
税率 ⑤(1トンにつき)	800円	1,000円	
税 額 (③×⑤若しくは⑪×⑤、又は条例附則第5項の適用を受ける場合は、④×⑤若しくは⑫×⑤)	⑥ 円	⑬ 円	
修正申告である場合に既に納付の確定した税額	⑦ 円	⑭ 円	
この申告書による納付すべき税額 (⑥-⑦又は⑬-⑭)	⑧ 円	⑮ 円	

- 注 1 この申告書は大分県産業廃棄物税条例附則第5項の適用を受ける場合に使用してください。
- 2 この申告書には、第21号様式別表1及び別表2を添付してください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- 4 「産業廃棄物の搬入重量(①又は⑨)」及び「課税免除となる重量(②又は⑩)」の欄には第21号様式別表1の数値の合計量を、「条例附則第5項の規定による課税標準となる重量(③又は⑪)」の欄には第21号様式別表2の数値を転記してください。
- 5 「税額(⑥又は⑬)」に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。
- 6 「※処理事項」の欄は記載しないでください。

納税者の氏名又は名称

課税標準に関する明細書(月分)

○産業廃棄物の搬入重量

区分	産業廃棄物の種類	搬入重量(トン)(ア)	重量の計測が困難な場合			合計(ア)+(イ)(トン)
			容 量 (m <sup>3</sup> )	換算係数 (B)	換算後重量 (トン)(A)×(B)(イ)	
焼却施設への搬入		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
	計	.	.	.	.	.
合計(月から 月まで)		.	.	.	.	申告書の①欄に転記
最終処分場への搬入		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
	計	.	.	.	.	.
合計(月から 月まで)		.	.	.	.	申告書の②欄に転記

○上記のうち課税免除となる重量

区分	産業廃棄物の種類	搬入重量(トン)(ア)	重量の計測が困難な場合			合計(ア)+(イ)(トン)
			容 量 (m <sup>3</sup> )	換算係数 (B)	換算後重量 (トン)(A)×(B)(イ)	
焼却施設への搬入		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
	計	.	.	.	.	.
合計(月から 月まで)		.	.	.	.	申告書の③欄に転記
最終処分場への搬入		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
		.	.	.	.	.
	計	.	.	.	.	.
合計(月から 月まで)		.	.	.	.	申告書の④欄に転記

- 注 1 「産業廃棄物の種類」の欄は、大分県産業廃棄物税条例施行規則第5条の表中上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。
- 2 「搬入重量(ア)」の欄に0.001トン未満の端数があるとき、又は「容量(A)」の欄に0.1m<sup>3</sup>未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 3 この様式は、搬入した月ごとに作成してください。

納税者の氏名又は名称

課税の特例適用計算書

区 分	焼却施設への搬入	最終処分場への搬入	合計搬入量
課税期間における重量(ア)	.	.	…申告書の③、⑪の数値を転記
既申告分の重量合計 (イ)	.	.	…既申告書の③、⑪の累計を転記
今回の申告で課税標準の特例の基礎となる重量(ウ) (ア)+(イ)	(エ)	(オ)	(カ) (エ)+(オ)

区 分	合計搬入量((カ)の再掲) (キ)	特例割合 (ク)	特例適用後の課税標準 (キ)×(ク)
課税標準の特例計算	1万トン以下の重量	100/100	・・・A
	1万トンを超え2万トン以下の重量	50/100	・・・B
	2万トンを超える重量	25/100	・・・C
	計	.	.

(焼却施設及び最終処分場への搬入に対するあん分計算)

按分率(エ)/(カ) (小数点第8位を四捨五入してください)・・・D

区 分	焼却施設への搬入	最終処分場への搬入	
あん分計算による課税標準	1万トン以下の重量	(ケ)(A×D)	A-(ケ)
	1万トンを超え2万トン以下の重量	(コ)(B×D)	B-(コ)
	2万トンを超える重量	(サ)(C×D)	C-(サ)
	計	(シ)	(ソ)
前回申告書にかかる別表2(この計算書の(シ)又は(ソ)の重量)	(ス)	(タ)	
今回課税標準となる重量((シ)-(ス)又は(ソ)-(タ))	(セ)	(チ)	

※この表におけるあん分計算する場合の端数は、小数点第4位を四捨五入してください。



第23号様式(第6条関係)

産業廃棄物税不申告加算金 決定 通知書  
納付

住所  
又は所在地  
氏名  
又は名称 殿

番号	年度	年度	申告書の提出年月日	算出の基礎となる税額	率%	不申告加算決定金額
期別	申告期限	申告書の提出年月日	算出の基礎となる税額	率%	不申告加算決定金額	
年 月分	年 月 日	年 月 日	円		円	
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
年 月分	年 月 日	年 月 日				
加算金指定納期限	年 月 日	納付すべき不申告加算金合計額				円

上記のとおり決定したので、納付してください。  
年 月 日

大分県大分県税事務所長 印

- 注 1 この不申告加算金は、申告書を申告期限までに提出しなかったことによるものです。今後は、期限内に申告書を提出してください。
- 2 不申告加算金の「率(%)」が15%となっている場合で「算出の基礎となる税額」が50万円を超えるときの「不申告加算金決定額」は、50万円を超える部分に相当する金額に5%の割合を乗じて計算した金額が加算されています。
- 3 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出してください。)。  
なお、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ことができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第24号様式(第9条関係)

(平27規則77・令3規則99・一部改正)

第24号様式(第9条関係)

産業廃棄物税災害減免申請書

年 月 日

大分県大分県税事務所長 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
個人番号又は法人番号  
(右詰で記載)

大分県産業廃棄物税条例第15条第2項の規定により、下記のとおり減免を受けたいので申請します。

災害を受けた日	年 月 日	災害の種類及び損害の状況	税額	加算金	延滞金	減免申請額	備考
年度	納期限	税額	円	加算金	円	減免申請額	円
年 月 日から 年 月 日まで	・ ・						
年 月 日から 年 月 日まで	・ ・						
年 月 日から 年 月 日まで	・ ・						
年 月 日から 年 月 日まで	・ ・						

- 注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- 2 この申請書には、第24号様式別表及び次の書類を添付してください。
- (1) 災害の事実を証する書類(官公署の発行する罹災証明書等)
  - (2) 第24号様式別表の資産の損害状況が確認できる書類

第24号様式別表(第9条関係)

資産の損害状況等の明細書

氏名又は名称

資産の種類	災害直前の価格①	災害直後の価格②	保険金等により補てんされた金額③	損害額①-②-③	備考
	円	円	円	円	
合 計	(イ)			(ロ)	
				損害の割合(ロ)/(イ)	

注 保険金、損害賠償金等の支払を受けた場合は、その支払を受けた会社等の名称を備考欄に記載してください。